

新工ネ利用特措法改正検討委員会 第4回会合 議事録

日時：2006年3月2日（木）10:00～12:00

場所：衆議院第1議員会館第1会議室（東京都千代田区永田町）

議事次第

1. 開会・進め方など（GEN）
2. 自然エネルギー導入の目標量・義務量に関する報告
報告：新工ネ部会・RPS法小委員会での検討状況 / 自然エネルギー導入の目標量・義務量
（資源エネルギー庁RPS室・安居徹室長）
報告：自然エネルギー導入の目標量・義務量（東京電力・見学信一郎氏）
報告： 同上 （日本風力発電協会・可児浩一郎事務局長）
報告： 同上 （「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク代表・飯田哲也）
コメント： 同上 （自然エネルギー促進議員連盟会長・小杉隆衆議院議員）
3. 質疑応答・議論
報告：RPS法見直しにあたっての要望など（小水力利用推進協議会・中島大氏）
4. 閉会・その他（GEN）

当日配布資料一覧

- 趣旨・進行案（GEN）
- 参加予定者一覧（GEN）
- RPS法の評価検討に当たっての論点整理（資源エネルギー庁）
- RPS法における義務履行状況及び取引価格（資源エネルギー庁）
- 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法・RPS法の概要（資源エネルギー庁）
- 第4回 新工ネ利用特措法改正検討委員会（東京電力）
- メインテーマ：自然エネルギー導入の目標量・義務量（日本風力発電協会）
- 目標量・義務量についての整理（GEN）
- 発電用施設周辺地域整備法抜粋等 / 要望書（小水力利用推進協議会）

議事録

（注1：以下、すべて敬称略です）

（注2：当日配布資料があった報告は、詳細を略し配布資料参照とさせて頂いている場合があります）

畑直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 司会の挨拶。配布資料の確認と本日の議事予定の説明。
- ・ 今回は自然エネルギー導入の目標量・義務量について議論を行う。
- ・ 本日は既に、自然エネルギー促進議員連盟会長の小杉隆衆議院議員にお越し頂いている。小杉さんが10:45頃までに会場を出なければということなので、小杉さんがいらっしゃるうちに報告者の方に一通りご報告頂き、小杉さんにコメントを頂く形にしたい。そこで、事前に報告者の方には報告時間を10分とお願いしているが、ご報告を短めにし6～7分程度にさせて頂く。特にエネ庁の安居室長には検討状況の話もお願いしているが、とりあえず最初は目標量・義務量の話をお願いしたい。また、他の報告者の方も10分で予定していて報告しきれない部分については、後半でそれぞれに補

足して頂くという形でお願いしたい。

- ・ では目標量・義務量について、安居室長からまずご報告頂きたい。

安居徹（資源エネルギー庁新エネルギー対策課新エネルギー等電気利用推進室室長）

- ・ それでは資料に基づき、現在の RPS 法に関わる 3 年目の評価検討状況を報告したい。
- ・ 現在、新エネ部会の下 RPS 法評価検討小委員会というものを設けており、昨年既に 3 回程開催している。その中で有識者からお話を伺う機会を何度か設けており、今日いらっしゃる飯田さんにも発表頂いている。
- ・ 昨年末に色々意見出てきたので、論点を 5 月ごろまでに小委員会として結論を出していく。お配りした（通し番号 3 ページからの）資料は、その論点をある程度絞り込んだものであり、直近の 1 月 31 日に開催された新エネ部会で山地委員長から報告頂いた資料である。
- ・ まず、資料の（通し番号）7 ページ（「RPS 法における義務履行状況及び取引価格」）を見て頂きたい。本日ここにいらっしゃる方は利用目標量と実際の義務量という 2 つのものがあるということをご案内の通りだと思う。実際、今ある平成 22 年度（2010 年度）までの経過措置期間の実際の義務量が、7 ページの右上のグラフに出ている実線の部分である。それに対して平成 15・16 年度（2003・04 年度）の 2 年間の実績が出ている。ご案内のように、関係する義務対象者の方々と新エネルギー発電事業者の方々のご努力があり、2 年間は無事義務量をオーバー達成しているという状況である。さらにご案内の通り義務量をオーバー達成した分は、現在バンキングしている。例えば、今年発電したのであれば、今年の義務に充てるか、来年の義務に充てるか、この 2 年間しか使うことができない。今年発電した電気が、3 年後・4 年後・5 年後の義務履行に充てられるかということ、そういうことではない。平成 17 年度（2005 年度）については、既に予定されている義務量の半分以上が超過達成分によって平成 17 年度に何も発電しなくても達成できる状況となっている。
- ・ （通し番号 7 ページの）その下の「平成 15 年度及び 16 年度における新エネルギー等発電設備からの総供給量」のグラフを見て頂きたい。新エネルギーの義務量も増えているが供給量も増えている。グラフにあるように、風力・バイオマス・太陽という形で総供給量も増えてきているというのが現状である。
- ・ 参考までに、資料 1 枚めくって「新エネルギー等電気関連の取引価格」の表を載せている。以前もこの場で発表させて頂いた。電気と RPS 価値を含めて、風力発電の平均価格は 11 円、太陽光発電は余剰電力購入メニューで 19 円から 23 円、バイオマスは加重平均価格で 7.5 円、という状況になっている。
- ・ こうした状況を踏まえ、戻って手書きの 3 ページ目から、1 月 30 日の新エネルギー部会に報告した論点をまとめている（「RPS 法の評価検討に当たっての論点整理」）。この論点整理の各項目の四角で囲っている「現状」という部分の文章は、RPS 法小委員会の委員の共通の認識を四角で囲ったものである。つまり、義務が課せられている小売電気事業者、新エネルギー発電事業者、有識者の各委員の皆様方の現時点での共通認識である。その下（「現状」の四角囲いの下）に細かな論点を書いている。白丸については両論併記という形で書いており、これを春に向けて意見集約して行くと考えている。前置きが長くなったが、資料の 3 ページからの「RPS 法の評価検討に当たっての論点整理」を報告する。
- ・ まず 1.として、義務量の論点が挙がっている。「現状」としては、先程説明させて頂いた通り、当初 2 年間は義務量をオーバー達成している状況である。2 つめの項目では、風力の立地点やバイオマス

の資源調達可能性を考えると、確かに現在は義務量をオーバー達成しているが、2008・09・10年と2010年に向けての義務量達成は厳しいものがあり、最大限の努力が必要であるという認識を載せている。3つ目の項目は追加的な費用についてで、新エネルギーは通常の発電コストよりも高いということで、電気事業者に年間どの程度の負担がかかっているかということ載せている。

- ・ これらに対して、2010年度の義務量、経過措置期間の義務量、バンキングの運用方法等々が（「現状」の下）議論として挙がっている。
- ・ 簡単に申し上げると、まず(2)の経過措置期間の義務量について。設定の趣旨として、経過措置期間とは義務量の達成が著しく困難な場合に本来ある利用目標量から下げた形で利用目標量を設定することであり、現在は「著しく困難な場合」という状況にあるのだろうかという指摘がある。一方で、先程申し上げたが、全電気事業者が新エネルギー義務量を余裕で達成している訳ではない、過去2年間を見ても、ぎりぎり達成している事業者もあるので、日本全体で見てもオーバー達成しているからといって、全員が楽々達成していると思わないでほしいという意見がある。
- ・ (3)のバンキングの問題については、超過達成というものが一昨年、昨年されてきており、そして多分今年もオーバー達成されると思われるが、バンキングがかなりなされてくると、そもそもRPS相当量の価格下落、さらには無価値化ということが懸念されるというコメントも出ている。
- ・ 資料の次のページに2番目の論点として取引価格について載せている。3番目は目標期間。現在4年毎に向こう8年間の義務量を設定するという形になっているが、新エネルギー事業者の事業リスク等々を考えると、もっと長い形で義務量を設定するなり、義務量が無理であれば参考値を設定するなり、長期的な政府としてのコミットを示してはどうかという意見を頂いており、それは本日いらしている飯田さんからもご指摘頂いている。4番目の論点としては義務対象エネルギーについて載せている。バイオマス・水力・地熱などもって対象拡大してはどうかという問題がある。5番目の論点としては、RPS法はご案内の通り電気事業者に義務を課している法律だが、一般市民の方を含めて新エネルギー導入への熱心な方たちの参加意欲がRPS法では反映されていないので、その辺のPRの仕方を含めて工夫してはどうかというご指摘を頂いている。最後はRPS法のみに関わらず、新エネルギー全般に関わる導入のアイデアをいろいろご指摘頂いている所を、参考までに載せさせて頂いている。

畑直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 急いで頂いて大変申し訳ない。残った分については後半の議論の所で補って頂ければと思う。続きまして東京電力の見学さんからお願いしたい。

見学信一郎（東京電力株式会社企画部調査グループ）

- ・ 事前にGENから頂いている質問に沿って、簡単なメモを配布資料の（通しページ番号）11ページに用意してあるので、それに基づいて説明させて頂きたい。
- ・ 今安居室長からご説明があった通り、今新エネ部会やRPS法評価検討小委員会で、電気事業連合会や電力会社の委員がそれぞれ説明や主張をさせて頂いているので、私の方からは、東京電力はどのように考えるということ、私見を含めて論点を出来るだけ分かり易い形で説明したい。
- ・ まず1点目の、2010年の目標量・義務量についてどう考えるかという所だが、以前よりこの委員会でも正直に吐露しているところだが、東京電力に関しては足元についても（義務量達成は）毎年「出たところ勝負」である。平成17年度（2005年度）はどうやら達成できそうな見込みが立っているが、

平成 18 年度（2006 年度）はどうするかはこれからの話である。2010 年度については、義務量達成の見込みは立っていない。従ってこれをどうクリアして行くか、クリアできなければ行政罰を受ける立場なので、懸命にやってみようという認識でやっている。そういう意味では、我々は決められたルール・規制に基づいてやってみようと思っているが、大きく俯瞰的に見れば、全体では新エネルギー導入目標量は 1910 万 kl（原油換算）となっていて、我々はそのうちの一部を義務として負っている訳であるが、この 1910 万 kl 達成のための過半は熱分野にあるので、そちらの対策をどうしていくかということも、新エネルギー全体を考えた時に大事であると思っている。

- ・ 2 点目の、2010 年までの間の経過措置についてどう考えるかという所について。確かに供給量が超過している実態はある。しかし、これは裏を返せば、新エネルギー事業者側、あるいは我々電気事業者側の努力の成果として、結果的に供給量が超過する形が今出てきているということ。それをもって、（義務量を）上げていくのは、これはなかなかルールとしては厳しいというのが正直なところである。我々側からすると、例えば、トラックを走るにあたって、最初は 5km/h で走り、次に 10km/h・15km/h と上げ、最終的に 25km/h で走るというルールを決めたとして、まず 5km/h で走っていたところ、天気も良いし体力もあるようだから 10km/h にペースを上げろと言われたようなものである。
- ・ 3 点目、2010 年までのバンキングの扱いについてどう考えるのだが、先々の見通しを良く考えながら上手にお互いに使っていく必要があると思っている。
- ・ 4 点目、2014 年の目標量・義務量についてだが、2010 年の目標の達成の見込みも立っていない状況で、2014 年についての義務量を安易に設定するのは難しいのではないかと思う。一つの政策目標を掲げるといえるのは意味があると思うが、実際の義務量をどうしていくかは別の話としてよくよく慎重に検討して行かなければいけないと思っている。
- ・ 5 点目は、目標期間、特に長期目標の設定についてどう考えるのだが、私どもなりに新エネルギー事業者側の立場を考える時に、事業の期間に見合ったファイナンスがきちんと手当てできるかがプロジェクトの成否に繋がり、そのため長期目標を規制として設定することで銀行がファイナンスをつけやすくなるということかと思う。こうした課題について、契約には各社いろいろなやり方があり、ルール化するのは適当でないが、一つ一つのプロジェクトがファイナンス面できちんと成り立つよう、お互いの歩み寄りや話し合いの中で解決できるのではないかと思う。4 番目の目標量にも関わる部分であるが、目標期間の長期化というのは、義務量の達成の見込みが立たない中、規制として決めるのは慎重な議論が必要かと思う。
- ・ 6 点目の電源別の目標量・義務量の設定について。我々電力事業者と新エネルギー事業者がお互いに切磋琢磨してコストを下げながら新しい技術を作っていくということで、市場メカニズムなりを活かして行くというのが RPS 法の趣旨と思っている。なので、特定の電源について、ともすれば産業育成や保護をするということは慎重な見方が必要だと思う。特に、特定の産業の保護というもの、特定の事業者のコストなり規制でかけて行くというのはいかなるものかなと感じている。
- ・ 7 点目、目標量・義務量との関係で対象エネルギーの見直しや新エネルギー定義見直しに関してどう考えるかについてだが、これはその時々で不断の見直しが必要と思う。対象エネルギーについても、今後どのくらいの導入可能性があるかの見極めをした上で必要に応じて見直すべきだろう。新エネルギーの定義については、供給サイド発電側の定義に加えて需要サイドの定義もあり、そこに政策支援がとられているが、常々議論を続けて行く必要があると思う。
- ・ 我々電力事業者としては自主的な取り組みはしているが、それに加えて、あるいはそれを飛び越える形で規制がかかっている。決められた規制・ルールは我々としてきちっと守って行く。ただ規制

を受ける側としては、どうして我々はこのような規制を受けるのかという納得感のあるルールが必要であり、こうした各論点については慎重に議論・検討して頂きたいと思っている。

畑直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 続きまして、自然エネルギー事業者の方からの報告として日本風力発電協会の可児さんからお願いしたい。

可児浩一郎（日本風力発電協会）

- ・ 私たち日本風力発電協会とは、風力発電産業界に関わるいわゆる企業連合であり、コンサルティング・メーカー・代理店・施工業者、最近では保険、風力発電事業者などが集まり、新産業としての風力発電というものを自立させ、雇用を拡大させ、技術発展とコストダウンを図り、温室効果ガス削減・脱石油社会の構築に向けて持続的な貢献を行うように組織された企業団体である。昨年7月に中間法人になり、より責任ある立場でものを申し上げるといつもりである。
- ・ 今回のRPS法についてのテーマについては、私のメモにも書いてあるが、去年11月に日本風力エネルギー協会主催のシンポジウムがあり、そこに安居室長もご出席されたが、私はその時のパネルディスカッションをやりながら非常に痛切に思ったのは、RPS法の細かなことをごちゃごちゃ突っ突いているというのは、ほとんど意味がないのではないかということだ。
- ・ 要するに、環境を良くする、少なくとも我々の子や孫にきれいな空気ときれいな水を残すのだという、環境というものをイデオロギーとしてとらえたら、正にドイツが考えているように、それを国策にしてしっかり考えて行くとすると、2010年で（自然エネルギー導入目標量が全電力量の）1.35%という数字そのものが非常におかしい、ヨーロッパに比べれば一桁小さい。
- ・ 少し飛ばすが、私たち風力発電協会では、2030年の風力発電の目標を1180万kWという計算をした。その計算をするために、かなり膨大な提言書と計算書がある。この1180万kWという数字は、NEDOのロードマップや他の提言に比べて、極めて控えめな数字である。これでいいのかと言われた方もたくさんいた。しかしこの1180万kWという目標値は、実は風力発電産業界が日本で生き残れる最低限の数字である。特に日本で風力発電機を製造しようとする、私自身風力発電のメーカーにいたが、年間同一機種で100基という受注数が、風力発電機メーカーとして生き残るだけの規模である。これをある程度2~3社に分けて受注するとすれば、これくらいの数字(1180万kW)が必要になる、勿論これより多めにこしたことはない。それからメンテナンスについては色々な所に人がいるが、それを恒常的に回して行くには、最低これだけの数字がどうしても必要である。もしもこの数字を割ってしまうと、日本の風力発電産業界は崩壊してしまう、そういう数字として出している。
- ・ 一言で言って、現在の目標値というものはあまりに少なすぎるし、長期的な将来に向けて目標値を上げて行かないといけない。先程見学さんが言ったように風力発電事業者は15~17年の契約をしているから良いが、もし産業界として風力発電機メーカーを育成しようとするなら、2014年までの目標値では困る。やはり30年ぐらいまでの長期的見通しがあって始めて、日本の土壤に風力発電産業界が根付くと考えて頂きたいと思う。
- ・ RPS 価値そのものの市場があるかということについて私は、余りに目標値が低いために、またもともと買い手市場的な性格があるために、市場として成熟して運営されているかということと基本的に疑問である。2010年になってもひょっとしたら、上手く動いていないのではないかという気がする。
- ・ もともと風力発電などの環境機器・製品は基本的に市場経済になじまないもので、当然環境という

イデオロギー、つまり環境を良くするため、そのために税金を使ったり、我々が血を流し痛みを感じるのだと考えなければ、誰もこんなものをやらない。既存の火力や原子力の方がはるかに安い
のだから。

- ・ そう考えると、皆さんが痛みを分ける必要がある。既に税金の投入や RPS 法と非常に密接な関係のある補助金はある。これも、非常にきめ細かいメリハリのついた運用が、日本の国策として必要であると思う。
- ・ 日本では残念ながら環境では選挙で票が取れないが、ドイツでは環境で票が取れる。この辺が、やはり日本とヨーロッパの環境に対する成熟度合いが大分違うのではないかと思っている。
- ・ 私のレジュメからは飛んだが以上である。

畑直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ どうもありがとうございました。細かい説明については手書きの 12~13 ページに（日本風力発電協会の）主張があるので、目を通していただければと思う。
- ・ 続きまして私ども「自然エネルギー促進法」推進ネットワークから簡単にコメントし、続いて小杉議員からコメントを頂きたい。

飯田哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク代表）

- ・ 基本的には目標値は、長期的な目標でしかも一桁高い目標値を定めることについては、議論の余地がないのではないかと思う。これはそもそも数値目標が小さすぎるのは明らかである。もし RPS 法、いわゆる固定枠的な制度を引き続き続けるのであれば、例えばイギリスのように、実現不可能なほど高い目標を設定することによって価格を上貼り付けて事業を安定させる、というのが制度設計の哲学にある。
- ・ そういう意味からも、目標値は高くないと事業リスクも高くなり、長期的でないで困る。その中でファイナンスが長期の契約を行うなどのことは、先程の見学さんの発言であった通りだ。そもそも制度リスクを政府が自ら作ってしまっただけでは意味がないので、長期的かつ高い目標の設定は大前提であり、もし目標を達成できなければペナルティを払えば良いということだ。
- ・ 資料の図（「利用目標（基準利用量）のイメージ」）を見て頂きたい。できれば 2010 年の目標値も引き上げたいのだが、控えめにそのままにしている。2007 年から 2010 年の数字のラインをそのまま延長すると、2020 年で 5%程度となる。これが最低ラインではないかと思う。本当なら、この倍の 10%くらいであるべきだ。これだと多分風力発電は 3000 万 kW くらいになるはずだ。
- ・ 経過措置については即座に廃止をして、高めの目標値にすれば良いのではないか。もともと法律では高めの目標値が公定ではあるので、これだけ余剰が出ている以上は、経過措置は不要だというのが我々のスタンスだ。
- ・ バンキングはともかく、少なくともポロウイングはいらないのではないか。ポロウイングをやめて、その代わりペナルティをきちんと払う仕組みにすべきだ。
- ・ 2014 年までの目標については、最低でも 2020 年、できれば 2025 年といった、長期的な目標に切り替えるべきだ。仮に 2014 年に置き換えると 250 億 kWh、2015 年なら 288 億 kWh くらいになるが、我々としては最短でも 2020 年くらいの目標値に切り替えるべきだと思う。
- ・ 電源別目標値は我々は必ずしもとらないが、むしろ電源別の熟度に応じて、ランニング補助の調整、あるいはクレジット価値の調整を行うといった、（熟度に応じて価格側で対応する）形が良いのでは

ないかと考える。これには見学さんから特定電源の保護だとのコメントがあったが、これは特定電源の保護ではなく、もともと新しい市場の育成策である。特定電源の保護であれば、過剰に保護されている電源は別にあるので、むしろそちら（への補助）を削減するのが先だと思っている。

- ・ 対象エネルギーについては、幸か不幸か全く偶然に、日本の「新エネルギー等」という定義と国際的な「New Renewable、持続可能な自然エネルギー」の定義がかなり重なっているの、この際その定義に合わせればいいのではないか。その時に何を調整する必要があるかという、地熱発電に関しては全てを対象にすべき、小水力発電に関しては設備容量が 1 万 kW 以下でしかも環境配慮型のものとすべきで、今の 1000kW という非常に過剰に厳しい制約はいらないうだろう。その代わり、廃棄物発電については対象から除去するというのが我々のスタンスである。もう一つ、バイオマスに関しては、効率の悪いバイオマスを除去するというのが大事だ。
- ・ 以上我々の考えだが、あとは後半に細かく議論して行きたい。

畑直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ ありがとうございます。時間も押しているの、早速小杉議員からコメント頂きたい。

小杉隆（自由民主党 衆議院議員）

- ・ 今日、私も自然エネルギー促進議員連盟からは、民主党の前田武志さんとツルネン・マルテイさんがいらっやっています。前田さんからは、ロンドンであった地球環境国際議員連盟（GLOBE）の会議で聞いてきたヨーロッパの状況などを、私の後で話して頂ければと思う。
- ・ 今まで時間の制約で十分な説明は伺えなかったが、資源エネルギー庁、東京電力、それに風力発電協会の皆さんからお話を伺った、また飯田さんから ISEP / GEN としての考え方のご披露も頂いた。
- ・ 正直に言うと、私もとしては、技術的・専門的な分野に立ち上がった話は私の能力水準ではできない状況ではあるが、RPS 法というのは、未だ試行錯誤の段階であると思う。今までの経験を十分に検証し、さらに諸外国の状況も十分に調査した結果を受けて、新しい仕組みをどうして行くのか、当面今年度中にあとの 4 年後の計画を立てるとのことだが、そういう中期的な計画にとどまらず、それでは 2030 年はどうなるのか、2050 年はどうなるのかという長期的な視点を踏まえて、考えて行かなければいけないと思っている。
- ・ 私どもには、環境問題を議論する GLOBE という組織、またこの自然エネルギー促進議員連盟もあるので、ますます議論を深めて行きたいと思っている。今日は最後まで議論を聞きたいと思っていたが、残念ながらあと少ししか居られないので、同僚議員から一言ずつ何かご意見・ご質問を頂きたいと思う。

前田武志（民主党 参議院議員）

- ・ （自然エネ議連の）小杉会長と GLOBE 谷津会長のご下命で、24 日の金曜日にロンドンの議会で GLOBE UK が主催して GLOBE インターナショナルのアドバイザリー会議があった。私自身は全くの素人ではあるが、それに出席してきた。小杉先生に座っていただければいいと言われて出て行ったのだが、非常に濃密な会議であった。UK がチェアマン・コチェアマンを務めた。出席者として、例えば、ロードハンプ氏は貴族院で気象関係の学者で専門家であった。EU から議員が出ており、国際エネルギー機関（IEA）からも出席者があった。アメリカのピューセンターからは、元クリントン政権の報道補佐官でもあったジャーナリスト出身の政策専門家も来ていた。議員としては他に、ブラジル、

インドからも来ていた。十数人のラウンドテーブルであり、通訳なしの誠に厳しい会議で付いて行くのがやっとだったが、非常に勉強になった。

- ・ 端的に言うと、ポスト京都議定書に向けて、どのようにサミット等を通じてプランを構築して行き、2008年の日本でのサミットで、COP/MOP関係のことも受けた上で、ポスト京都議定書に向けた何らかの成果をまとめるということになっており、それに至るまでにGLOBE、つまり世界の環境に関心を持つ国会議員連盟として、毎年2回会議を開いてそれをフォローして、2008年までにGLOBEとして良い形が出せるように支援して行く、ということだった。
- ・ そこで私の印象だが、この自然エネルギーに関して言うと、排出権市場については、EUが独自の枠組みを作っており、それを京都議定書の中の仕組みとしているのか詳しくは知らないが、EUの排出権市場というのが今現実に動き始めていて、その中でUKは主導権をとろうと考えている。そういう市場が成り立っているので、京都メカニズムが具体的にいいツールとして動き始めている。
- ・ 翻って、日本はまだそれが上手く動いていない。それは日本を取り巻く地域状況があると思う。中国・インドにしても京都議定書の目標値がなく、アメリカの京都議定書からの離脱もあり、国内事情も大きなものがある。安居室長は専門だろうと思うが。その辺で、小杉会長を始め我々が、国会で超党派で、側面的に政治のリーダーシップが出てこない、なかなか動いてこないのかなという印象を受けた。
- ・ もう一点は、どの出席者もアメリカのことを非常に気遣っていた。今回はアメリカの州からは出て来ていたが、アメリカの国会議員は出席要請はしていたようだが直前になって事情があって出られなかったようだが、アメリカのことを非常に気にしていた。APPのことも多少は話題になっていた。以上報告である。
- ・ ついで質問だが、私はこの自然エネルギー促進議員連盟に、愛知さんが会長で、小杉さんが副会長の頃から参加してきた。私は実はその頃より、日本の「緑の再生・木の文化再生」をずっとやってきており、そこからバイオマス発電をプロモートした最初の一人であったが、その時は愛知さんも小杉さんも私も3人とも落ちた(笑)。先程の、効率の悪いバイオマスを除外するとはどういう意味か教えてほしい。

飯田哲也(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク)

- ・ 例えば、昔使っていた達磨ストーブであるとか、極端に言うと焚き火であるとか、「おしん」の時代の古いかまどなどのことである。このような古いバイオマスの利用は、資源効率・利用効率が非常に悪いということと、室内汚染や周辺の大気汚染を起こすので、(推進する)対象から外すということだ。
- ・ 特に途上国を対象に、今でもそういう焼畑的なバイオマスの利用があって健康被害も起こすので、それをより効率の良いクリーンな使い方に変えようということだ。すなわち、バイオマス発電、液化・液体燃料・エタノール、同じストーブでも効率の高いペレットストーブ・ペレットボイラー・熱効率80%以上の薪ストーブなどが、現代的な使い方として推奨されている。日本でもまだ地方では一部では古いものも残ってはいるが、基本的には近代的な利用であると理解して頂いて良いと思う。

前田武志(民主党 参議院議員)

- ・ 小杉先生に一つお聞きしたいのだが、COP/MOPに去年出られて、あそこでは、風力発電などの機器

の認定のことについて何か結果が出ていたのではないか。

小杉隆（自由民主党 衆議院議員）

- ・ そここまで細かい議論には私は加わらなかった。去年の COP/MOP には本会議に百数十カ国が参加しており、2 つの大きな成果が上がった。京都議定書の具体的な運用ルールが決まったことと、長期の対話の中にアメリカや中国やインドが入ることが合意されたという 2 点である。様々な分科会があったので、そういう機器に関する具体的な話が出た所もあったかもしれないが、残念ながら私はそのような場には出られなかった。

ツルネン・マルテイ（民主党 参議院議員）

- ・ 私は自然エネルギー促進議員連盟のメンバーであり、今話に出た GLOBE にも参加させてもらっている。
- ・ 日本だけでなく、国際的な連盟である GLOBE でも、自然エネルギーも非常に重要な一つの要素としている。特に、私たちは環境にやさしい社会をいかに作るかということで、私も参加させてもらっている。今日もここで、どちらかという私たち議員の話より、皆様の話や現場の声を聞いて、それを私たちは国会議員としての立場でいかに生かすことができるかということが、大きな問題と考えている。
- ・ 先程のご報告の中でもあり、既に皆様がよくご存じであることは、世界全体で、特にヨーロッパを考えると、自然エネルギーの促進では日本は非常に遅れているということだ。いかに日本もその国際的な波に乗り、自然エネルギーを増やすことができるかが課題であり、これはこの法律の一つの大きなテーマでもあるので、皆様の報告を聞きながら私たちが何ができるかを考えたいと思っている。

渡辺孝男（公明党 参議院議員）

- ・ 私たち公明党では、加藤修一さんなど自然エネルギーを推進している議員がいる。私自身は、バイオマス関係に関心を持っている。地方の産業としても、木質バイオマスだとか、その他農業関係者が新しい形で新エネルギーに参加できるようなことがあれば、ありがたいと思っている。詳しいことは私も余りよく知らないのですが、今日はいろいろな関係者の方々から話を聞いて、理解を深めようと考えている。

小杉隆（自由民主党 衆議院議員）

- ・ 私はここで失礼するが、この後、資源エネルギー庁の方からもう少し補足させてはいかがか。

畑直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ そのようにしたい。

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ それでは質疑応答・議論に入りたい。
- ・ 先ほど前田先生から COP11 の話があったので、補足したい。COP11 自体は気候変動枠組条約の会議なのだが、サイドイベントなどでは自然エネルギーに関するイベントが目白押しであった。特に今

回北米大陸で初めて開催された COP ということもあり、ご存じの通り米国は京都議定書に参加していないので、むしろ国（政府）ではなくて自治体だとか議員の方々が米国から多数参加していた。クリントン前大統領も来て、演説をした。国際政治に対して、（政府でない）議員の立場で、あるいは自治体の首長の立場で先進的な取り組みをしなければいけないという発言をしており、非常に活気があるものであった。

- ・ 先日、「スターン・レポート」という気候変動の長期的な枠組みについての色々なレポートを取りまとめられているスターン卿という方が、イギリスから来日して日本のイギリス大使館でヒアリングをなさった。その時も「気候変動問題＝エネルギー問題である」と言われ、エネルギー観点からの話を中心となっていた。日本も、COP の関係からも自然エネルギーの推進を目玉に据えて、地球温暖化が対策をやっていく必要があると思う。
- ・ 今までの発言を踏まえて、本日のテーマの目標量・義務量に対して質疑応答・議論があればお願いしたい。本日参加して頂いている方では、ナットソースの船曳さん、地熱関係の方、バイオマス産業社会ネットワークの方などいらしていると思うので、それぞれの立場から、意見・質問などあればどうぞ。

前田武志（民主党 参議院議員）

- ・ 折角来て頂いているし、それぞれの方から意見を頂いたらどうか。

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ それでは、風力発電の関係者として堀さん・遠藤さんをお願いしたい。

堀俊夫（株式会社グリーンパワーインベストメント）

- ・ これは安居室長に対する質問になるだろうか。
- ・ 東京電力の資料の 6 番目の電源別の目標量という項目の中で、「電源間の競争を通じたコスト削減」という文がある。従って、基本的には安ければどの電源でも買ってもしいいのではないかという発想だと思う。ご存じのように、RPS 法ができた後、また審議の後に、原油が 70 ドルに上昇している。現在私はヨーロッパ中心に動いているが、ヨーロッパのマーケットでは新エネルギー、特に風力発電は非常に人気があり、非常に活発である。
- ・ ところが日本においては、導入目標量が 1.35% と非常に少なく、産業として育っていない、別の言い方をすれば非常にマーケットが小さいという観点から、なかなか大きくなるような余地が少ない。
- ・ そうした場合に、「電源間の競争を通じたコスト削減」という考え方をどう見るかだ。風力発電などは、CO2 削減などの環境の面もあるが、特に石油代替エネルギーという側面が現在非常に脚光を浴びている。こういう観点からは、各種新エネルギーの（産業）育成ということが、特に日本のようなエネルギー資源がない国では、必要と考えるが、ここら辺をどうお考えか。あるいは、次の目標値を決める時に、どう念頭において考えておられるのか、質問させて頂きたい。

遠藤昭（日本風力開発株式会社顧問）

- ・ まずは、国として新エネルギーを 2010 年に原油換算 1910 万 kl の導入が決まりながら、現実には経済産業省が一人で頑張っており、その中でも安居室長が孤軍奮闘という印象を受けており、その意味では御礼申し上げたい。

- ・ ただその中で、昨日東北電力が、今年の風力発電の募集について、トータル10万5千kWという枠を公表された。そのような中で、私が一番心配しているのは、皆さんご存じの通り、日本における風力発電のエネルギーの賦存量は、九州にもあるが、北に偏っている。その中で、300万kWという量の確保のために我々事業者としては必死にサイトの確保をしているが、なかなか難しい。特に現在進められている蓄電池を絡めたシステムでは、本当に事業性が成り立つのか、非常に心配している。
- ・ その中で、補助金をもっと出すことにつながってしまうので大変言いにくいのだが、事業性がある中での300万kW、もちろん、国から見れば必ずしも風力が300万kWでなくても新エネルギーがトータルで1910万kWあれば良いかもしれないが、やはりコスト的にも、あるいは賦存エネルギーの量的にも、風力発電に相当依存せざるを得ないのが日本の現状ではないかと思っている。その中で、国を挙げての政策・ポリシーが、私から見て、一寸まだるっこしい。もっと真剣に、孫の孫の世代における本当に優しいクリーンな環境を実現するための施策を判り易いポリシーとして考えられなければならないのではないかと思うので、あえて申し上げさせて頂いた。

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 風力発電関係では、ユーラスエナジーよりお2人いらしているが、いかがでしょうか。

林勝好（株式会社ユーラスエナジージャパン）

- ・ 出席予定だった高畠が出張のため欠席になったので私 came。今回初めての参加なので、まずどんな会なのかということから把握させて頂いている状態だ。
- ・ 事業者という立場からというよりは、日本の国の人間として、きれいな空気ときれいな水ときれいな国土と人を残していくということにどう向かっていったら良いのか、その中で自分たちが仕事をしていく中で、どんなことをして行けばいいのかを考えながら、日々仕事をしているつもりである。
- ・ 個々の法律の内容だとか、事業の内容、新エネルギー目標値・数字について述べるには、まだ余りにも不勉強なのでその部分はお話しはできない。風力発電というものがまだまだ日本の国土の中で可能性が大きくあると思っており、それ以外の電源の可能性も大きいとは思いますが、可能性があるところが少しでも大きく伸びるような制度ができるよう期待している。
- ・ 先程も話があったように、風力の賦存量が高い所にかんして風力発電所を作っていくか、または発電所に限らずとも風力エネルギーを日本のエネルギーとして転換できる形がとれば良いと考えている。その中の一つの方式がRPS法を用いた義務量であると思うので、いろいろな議論を通じて、義務量をできるだけ高い目標に設定して頂ければと思う。

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 目標値についてどう考えるか等、何点が質問・指摘が出たと思うので、一旦、資源エネルギー庁、東京電力の方からコメントをお願いしたい。

安居徹（新エネルギー等電気利用推進室室長）

- ・ 堀さんから代エネ（石油代替エネルギー）という観点からどうなのか、というご意見を頂いたが、当然ながら我々としても水力・地熱を含めた「新エネルギー等」を代替エネルギーの一つとして位置付けている。

- ・ これはエネルギー全体の話であり、RPS の義務量だけを見てどうこうではなく、今年の後半から総合エネルギー調査会の需給部会が始まり、その中で日本全体の電力部門及び一次エネルギー全体の両方の側面から、原子力・石油・石炭・LNG・再生可能エネルギー・水力をどういう形でのベストミックスをやって行ったら良いのか議論される。それを踏まえて我々も、2010年以降の長期的な新エネルギーの導入というものを整理して行かなければいけないと思っている。
- ・ 当然ながら、原油価格が上がってきているので、エネルギーセキュリティも重要だ。今日お集まりの皆様や東京電力の説明資料を拝見すると、最近京都議定書達成というものが日本の喫緊の課題としてクローズアップされているので、どうも「再生可能エネルギー事業 = CO2 対策」と捉えられがちだが、資源エネルギー庁としては、決してCO2対策のみだけではなく、堀さんの仰るように代替エネルギーとして、エネルギーセキュリティという観点があり、さらには風力発電機もまだまだ輸入が多いが、日本の産業育成の観点からも進めている。
- ・ 私が新エネルギー対策課に所属しているからという立場上の話を抜きにしても、新エネルギーを増やして行きたい。どれぐらいのテンポで、どこまで増やすかという話は、需給部会等々で様々な立場の方からご意見伺いながら決めて行かなければならないが、少なくとも現状足元から比べると増やして行きたいと考えている。

堀俊夫（株式会社グリーンパワーインベストメント）

- ・ 全体的な動きは十分承知していると思うが、今回、RPS法を見直すという観点にあたって、「市場原理」というのは経済産業省が1つの大きな柱として挙げている。その中から、各新エネルギー間の競争が考えられており、逆に言えば、価格が高いものは駄目になってもそれでいいということとも言える。一方で、育成という面において、風力は大きな日本の資源であり、これを伸ばそう、太陽光を伸ばそうという発想について、全くないとは言わないが、それは余りないように思える。
- ・ 現状は、育成についてはメカニズムとして考えられていない。政策目標としてはあるけれども、バイオマスが伸びればそれで良い、その中で太陽光発電が、風力発電が伸びればそれで良い、全体として1910万klにさえなれば良い、というのが今の目標である。
- ・ そこに、何らかの産業を育成するという観点から、今回の見直しで考えて行こうという意図があるのかというのが、質問させて頂いたポイントだった。

安居徹（新エネルギー等電気利用推進室室長）

- ・ 産業を育成するという観点について、どこまでRPS法という規制的手法で、強権発動的に増やして行くか。さらに私どもからすると、当然ながら太陽光発電事業者は太陽光発電を増やすよう価格を設定してほしいと言われるし、風力発電事業者は風力発電が一番大事だと言われるし、バイオマス事業者は当然苦勞されており、間伐材などの建築廃材以外はコスト高になる。本当に育てるならばもっと義務量を増やし電源別にし、優遇価格を設定してほしい、というご指摘はある。
- ・ 我々としては、そういうご意見、さらには当然、バイオマス・風車・太陽など多様な再生可能エネルギー全体が増えてほしいと思っており、その中で「風車だけ」「太陽だけ」という話ではなく、一番望ましいのはバランスよくいろいろなものが伸びて行くのが望ましいと考えている。
- ・ それに対して、どこまで強権的な制度でやるか、さらには義務者・電力需要家の方々にどこまで負担を求められるのか、その辺のバランスを取りながら、議論して行かなければいけないと考えている。

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 堀さんがおっしゃられたことは非常に基本的なことで、国としてエネルギーや環境の戦略をどう考えるかということであろう。また、市場の歪みを直して行くのが国の役割だと思う。
- ・ RPS が強権発動的かどうかというのも、また議論の余地があるところかなと思う。
- ・ 今もバイオマスに関心があるという話がいくつか出ていたので、突然で恐縮だが、バイオマス産業社会ネットワークの泊さんがいらして頂いているので、バイオマスの観点からご発言をお願いしたい。

泊みゆき（NPO 法人バイオマス産業社会ネットワーク）

- ・ バイオマスについては申し上げたいことがたくさんあり非常に多岐にわたるので、絞って申し上げたい。
- ・ まず、今後大きな目標を掲げる（高くする）時に注意すべきなのは、輸入バイオマスの問題だと思う。風力や太陽光については普通は輸入は出来ない、将来は水素を使ってどうこうというのはあるかもしれないが、バイオマスは輸入可能なものである。今も日本国内の山で木材需要のほとんどがまかなえるにもかかわらず、木材の 8 割を輸入している。しかもそのうち 2 割は違法伐採という状況である。貴重な熱帯雨林や温帯林を伐採し、製紙用チップ等として大量に輸入している。RPS 法の義務を果たすために大量に輸入するといった事態は避ける必要があるのではないかと思う。これは温暖化対策にもならないだろうし、あらゆる面で問題を生む。例えば日本の林地残材の活用などもそれによって進まなくなってしまう。そのような点について今は RPS 法には規定がない。実際に、オイルパームの廃物を輸入してきて、それを使うという案があるという話を聞いている。それらについては何らかの歯止めが必要ではないかと思う。
- ・ 先程言われていたエネルギー種別・性格別の段階付けは、私も必要だと思う。個人的考えだが、やはり電力会社だけに負担を高めるとするのは、電力会社は非常に抵抗を示すだろう。だからよく言われている環境税・炭素税などをかけてそこから支援・分配することが考えられる。また環境税はまだ実現の目途がついていないようなので、特別会計もまた大きな問題があるが、既にある揮発油税などから出すことが考えられる。1 千億円程度あれば、まだ RPS 法の義務量が小さいということもあり、5 円とか 10 円くらいは上乗せできるだろう。RPS 法はそのようなものではなく、木に竹をつくようなものと言われることは重々承知だが、そのような方法も 1 つあるのではないかと思う。
- ・ あと飯田先生とバイオマスについていろいろと情報交換をさせて頂ければと思うのだが、廃棄物はダメとばっさり切られても、実際、今、廃棄物でないバイオマスは現実的に事業としてほとんど成り立たないと思う。今の「廃棄物」という定義にもよるが、何の加工もされていない製材廃材も産業廃棄物という扱いであり、農業廃棄物そうになっている。なので、定義をもう少し厳密にしながら、お話しして頂けるとありがたいと思う。
- ・ スローライフの関係で各地でいろいろな活動を行っているが、例えば「薪く炭く KYOTO」（しんくたんくきょうと）という団体などは、古い伝統的な炭や薪の利用を森林の保全とつなげている。森林の保全は非常に大事で、林業・農業をもっと活性化させなければ、日本のバイオマス利用は、廃棄物バイオマスと輸入バイオマスの利用で終わってしまう。廃棄物の利用は、増やして行けるものではなく、減らして行くべきものである。それを考えると、農業・林業の振興と一緒になければ、バイオマスの利用は増えない。その中で一般の人々に身近なバイオマスを入れようと言った時に、

ペレットストーブだけではなかなかしんどいものがある。私も今、蜜蝋ロウソクや火鉢で火を楽しむという振興も行っており、排ガスや空気が汚れることへの注意は必要だが、余りにもぼっさり切ってしまうのはどうだろうかと思う。そういうものもある程度認めて行くことが必要ではないか、スローライフなちょっと昔の暮らしというか、大量消費でないライフスタイルを追及している（活動している）方々もいるので、そういうことも知って頂ければと思う。

飯田哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 余りミクロな議論をここでするつもりはない。廃棄物の話については、先程は時間がなかったので言わなかったが、おっしゃるような点は当然織り込んで言っており、私が言っているのは、要は地方自治体によるいわゆるゴミ発電のことだ。つまり、いろいろ混じっているプラスチック中心の焼却を、「バイオマス」「新エネ」という名の下に紛れ込ませている定義の怪しさのことを言っている。定義そのものはまさにバイオマスの観点から見直すべきであり、従来の廃棄物行政による「産業廃棄物」「一般廃棄物」という「産廃」「一廃」ありきの定義がおかしいのである。この問題は皆さんご存じの通りであり、きちんと議論しなければならない点である。
- ・ 「伝統的バイオマス」は余りにも日本では通用していない概念なので、例えば「薪く炭く KYOTO」の方々とは一緒に仕事もしているが、余り安易に使うべきではないと思っている。例えばスウェーデンでは、すべての薪ストーブ・暖炉は、環境省が健康影響のために登録している。単に素朴なのがスローライフなのではなく、薪ストーブでもきちんとエミッションコントロールされたしかし炎の見える薪ストーブが売れており、そういったものが高度のスローライフであって、単に昔に戻るのがスローライフだとは私は思わない。
- ・ 輸入の話についても定義などの議論が必要だろうと思う。本当は行われるべきこういう議論が、前回最初に RPS 法を作る時にはほとんど打ち捨てられ、全く議論されずに、かなり乱暴に制度設計されたという事実がある。その中で、奇妙な地熱や小水力の限定なども入ってしまった。今回は、そういうことをひとつひとつ目標値も含めてきちんと議論を積み上げて行きながら、全員が納得できないまでも、8割の人が8割納得できるような形の議論を積み重ねて行って、制度を漸進的に作って行くことが必要ではないかと思って、このような場を主催している。

泊みゆき（NPO法人バイオマス産業社会ネットワーク）

- ・ 補足だが、バイオマスは多岐にわたるので、私たちはバイオマス白書というものを毎年出しており、少し持参して来ている。また希望者にはお送りする。

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 地熱の方も何人がいらして頂いているようなので、どなたか発言いかがか。

糟谷正義（日鉄鹿児島地熱株式会社）

- ・ 地熱デベロッパーを代表する地熱開発協議会の会長である出光さんが見えてないようなので、このままでは地熱は存在しないと思われかねないので、発言させて頂きたい。
- ・ 地熱は再生可能エネルギーとして長い歴史があり、地熱デベロッパーの株主は電力会社との深いつながりがあるので、発言を控えてきたこれまでの経緯をご了解願いたい。
- ・ 最近の動きとして、RPS と並んで支援策が講じられてきた地熱の補助金を出力 1 万 kW 以上に限定

することになった。これは余りにもひどい仕打ちではないかと思う。これでは1万kW未満の地熱は存続意義が失ってしまう。歴史的に見て外国では最初から1万kWを作るというケースは余りない。確かに、日本では平成7・8年頃に運開した発電所では3万kWクラスのを最初から作ってしまったが、これが失敗であった。「最初は小規模で操業し、次に資源ポテンシャルを確認してから、スケール・アップを図る」という米国を中心とする歴史を軽視したからだ。

- ・ 80年代後半の日本では、の地質調査所(当時)と発電機メーカーから、3万kW以上でないとスケールメリットがない、コスト的に合わないといわれ、大規模な設備計画しか事業者は考えなかった。しかし、運転開始後から上手くいっている発電所は少なく、なかには債務超過に陥ってしまい親会社から支援を受けた企業や、破産してしまっところもある。彼らのマネージメントにも反省するべき点があるが...
- ・ こういったことから、最近になって地熱開発は資源面では「できるだけ、リスクが低い中小規模のところから」という動きが出てきた。また、その方が開発期間の短縮化も図れるからだ。だからこそ、出力1万kW以上だけを補助金の対象とすると、新規プロジェクトは出てこれない。現在の事業者はますます既存サイトの維持に努力するようになる。
- ・ 長い歴史を持つ業界の常としてこれ以外にも様々な問題が残っているが、その中でもRPSについては地熱の取り扱いが奇妙なモノになっている。発電方式がバイナリーに限定されていることが、投資プロジェクトから柔軟性を失わせている。個人的には、バイナリーを活かしていかないと将来の地熱開発はできないと思っはいるが、選択肢を狭めることには反対せざるを得ない。
- ・ 業界としてはエネ庁にご指導頂いて来たが、株主や地元、販売先への配慮もあり、情報の開示が十分でないし、経営面でも不手際が多いと思われる。しかし、RPS法や支援策の面でも、地熱の開発に手枷・足枷をはめることは、地熱の歴史的な流れから見ても異常ではなからうか。
- ・ 補助金の点は既に業界として改正をお願いしているが、いまや1万kW未満ではスケールメリットがないから手掛けないという事業者はいないのではなからうか、また1万キロワット以上で5年以内に仕上がるプロジェクトもまずないとなってもいいだろう。地熱事業者にとってはRPSの手前のところでも新たに障害が出てきている。
- ・ 今日来ておられる地熱の方で、私と違う考えがあれば、この場でおっしゃって頂ければと思う。

永見靖（経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー等電気利用推進室長補佐）

- ・ 安居の下で室長補佐をしている、資源エネルギー庁の永見です。担当部署の話ではないので、正確ではないが、解説も含めて話したい。
- ・ 地熱と水力は安定供給確保の観点から、発電用施設周辺地域整備法に基づき、電源特別会計から、地熱については全て、水力は3万kW以下に対して、施設を建てたり改修したりする際に補助金を1割から3分の1程度出している。理由の詳細な所は私も存じ上げないが、安定供給の確保の観点や電源特別会計の整理等もあって、現行のものは来年度（2006年度）限りとなり、再来年度（2007年度）から（2007年春以降）は、水力は1000kW以上、地熱は1万kW以上のものに限って補助金を出す予定になっていることに対するご指摘かと思う。これに関しては、安定供給という観点からエネ庁全体としてはそういう判断があったのではないかと思う。新エネルギー的な観点からすると、地熱1万kW以下、水力1000kW以下に対して補助金がないというのが果たして適当なのかどうかというのは、庁内でも議論があるところである。取りあえず来年度はまだ予算があり再来年以降の話なので、これから夏にかけて議論をして行っ、新エネルギー的な観点からそもそも必要なのかど

うなのか判断したい。取りあえず形式としてはなくなる形になってしまっているというのは事実だが、再来年度の予算要求は今年の夏にできるので、必要に応じて検討するというのがあるのかなとは思ふ。現時点では何とも申し上げられないところではあるが、取りあえずご要望として承っておきたいと思う。

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 自然エネルギーに関しては全速力で促進していくことが望まれるので、なくなっていいということはないと思う。
- ・ それでは次に、今の話に少し関わる話でもあるが、小水力利用推進協議会の中島さんからお願いしたい。

中島大（小水力利用推進協議会）

- ・ 今日の配布資料の最後の 1 枚紙、P.15～16 をご覧頂きたい。RPS の話の流れの「本線」からはややずれるが、周辺事項としてお聞き頂ければと思う。
- ・ P.16 の要望書は、私どもの協議会で作成した経済産業大臣宛のもので、つい数日前に経産省の担当者に渡したものである。趣旨は、RPS の定義の部分で、維持放流と利水放流（を用いた小水力発電）については RPS のカウントに入れてくれ、ということである。今は（RPS 対象外の「ダム式発電」の）「ダム付随設備」ということで、対象から外れている。（これらは）ダムに付随するといっても、むしろダムと反対の意味がある。要するに、河川環境の観点からは、発電ダムですべての水を止めてしまうと川が荒れるので、従って少しでも水を流すのが維持放流であり、それによって河川環境が維持される。しかも、まだ少ないからもっと多く流してくれという働き掛けを、あちこちで、特に電力会社の発電所に対して行っている。
- ・ それを行うと、発電ダムの発電量がその分だけ減る。減りっ放しだと問題なので、減らした結果出てくる維持放流の分については、自然エネルギーとして発電すれば、減ってしまう分の全部ではないが発電量が確保されるので、是非やって頂きたいということである。
- ・ P.15 の資料についてだが、私どもの協議会の会員で実際に 1000kW の小水力発電所を建てる人から相談を受けて、立地交付金について調べた。これまで私は、立地交付金は大規模発電への隠れた補助金だとして批判し、「なくせ」という発言をしてきた。今回なぜか立地交付金を「よこせ」という話になってきたが、要は「立地交付金についてイコールフットィングでやって下さい」ということだ。そもそも立地交付金は隠れた補助金のようなものなので、なくすなら全部なくすという話をして頂きたい。もし残すのであれば、イコールフットィングすなわち同じ条件で出して頂きたい、という意味である。「同じ条件」とはどういうことかと言うと、次のような話だ。例えば私が、1000kW の小水力発電所を 2 ヶ所作るとする、合計 2000kW だが、1 ヶ所 1000kW なので RPS の対象にもなる。水力発電は地元が大事なので、地元の市町村にご協力頂いて発電所を作ったとする。この 2000kW の電気を東京電力に売ると立地交付金対象になり、地元の市町村も喜ぶ。ところが例えばサミットエナジーに電気を売ると、なぜか立地交付金がもらえない。これはサミットと東電を不当に差別しているので、ここは是非イコールフットィングにして頂きたいということだ。具体的に言うと、電気事業法第 2 条第 11 項の卸供給の定義の中に、一般電気事業者に対する売電だけでなく、特定規模電気事業者に対する売電も含めるのが筋だろうという意味である。
- ・ 今日は風力やバイオマスの方もおられるので、無関係ではないと思うので、もしかしたら立地交付

金のことをお考えになった方がいいのではないかと思いますと言わせて頂く。例えば、バイオマスは立地交付金の対象になるのかと（役所に）聞くと、これについては火力で見てほしいと言われたが、（発電用施設周辺地域整備法施行令第2条第4項に）火力は8万kWと書いてある。日本で8万kWのバイオマスなどナンセンス以外の何物でもないので、（同施行令第2条）第4項に「バイオマスにおいては例えば100kW」などと書き足してほしいと言えば、地元の市町村が喜ぶということになるだろう。あと、風力は入っていないので（役所に）なぜかと聞いたら、発電用施設周辺地域整備法の第1条に「電気の安定供給の確保」と書いてあり、風力は不安定なのでこのために入っていないということだそうである。そこで引き下がってもいいが、蓄電池は付けます、解列にも応じますということならば、もはや「安定供給」に入れてもらってもいいのではないかと、という議論もあるのではないかと思う。

- ・ 少なくとも、水力については今言ったような趣旨でエネ庁と相談をして改善して行きたいと考えている。

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 新しい観点からの提言をありがとうございました。エネ庁から何かないか。

安居徹（経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー等電気利用推進室長）

- ・ 不勉強ではあるが、東京電力に電気を売ると立地交付金が出て、PPSに電気を売ると立地交付金が出ないという話については、担当である電力・ガス事業部に伝えたいと思う。我々としては当然、再生可能エネルギーは大きいのも小さいのも含めて普及させたいと考えている。

前田武志（参議院議員 民主党）

- ・ 非常に勉強になっており、まずはお礼を申し上げたい。具体的には、小杉さんに質問したCOP/MOPの話で、環境機器の基準を緩和したということはどこかで聞いた。これが排出権など、もっと大きく京都メカニズムのように、市場が広がる期待がある。日本の場合なら、アジア太平洋地域を考えると、環境機器の市場が一挙に広がって行く可能性があるのではないかと期待して質問してみたところだ。
- ・ 安居室長には答えにくいところが多いと思う、室長の範囲を超える話が随分あるだろう。だからこそ、GLOBEや自然エネ議連などで、（国会議員が集まって）勉強してやっているのだと思う。私は予算委員会の質疑では、水・緑・木の文化としてバイオガスなどを質問している。自然エネルギー利用は日本の環境立国の国是であり、政治としても地球環境を真正面から受け止めてやって行かなければならない大変な状況だということは、皆さんが認識し始めていると思う。そういう場でも大いに議論して行きたい、そういう意味でも非常に良い勉強をさせて頂いた、ありがとうございます。

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 前田議員がおっしゃられたCOP/MOPの話はCDMの手続きの件だと思う、おっしゃったことにつながる方向で議論は進んでいると認識している。
- ・ 福島議員は来たばかりなのであとでコメントを頂きたい。
- ・ 目標値の問題に関してだが、先程地熱や水力の方から話があったが、対象電源の枠を広げることもセットで話になって行くと思うが、具体的な話はなかなかできないとは思いますが、安居さんや永見さ

んの方で、今年の後半から始まる目標値の見直しの議論の中で、どう考えていらっしゃるか、もう少し具体的な話を頂けたらと思う。

安居徹（経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー等電気利用推進室長）

- ・ 今現在、RPS法の3年目の評価・検討を行っているところである。法律に「4年ごとに向こう8年間の義務量を設定する」と書いてあり、それに従うと、2006（平成18）年度中には2014年度までの義務量を設定しなければいけないことになる。今は2010年度までの義務量が設定されているが、「2010年度122億kWh」以降のプラス4年間の義務量を、来年度（2006年度）中には設定しなければいけないことになっている。
- ・ 義務を負う側の皆様にはコスト負担が生じるが、エネ庁としては再生可能エネルギーをできるだけ増やして行きたいと考えている。従って2010年以降、例えば今日の飯田さんの提案もあったが、どういう角度でどこまで伸ばすか、どういう形で義務をかけられる人たちに納得が得られるか、その辺りの議論を来年度（4月以降）の新エネ部会で行うことになる。
- ・ 個人的には気合いでどんどん伸ばそうという気もあるが、どうも新エネルギー部会は気合いだけではクリアできそうもない。関係各位の皆様方のご納得の行く議論をしなければならぬ。来年度、頑張るって行かなければならぬだろうと考えている。

飯田哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 見学さんの資料の説明と、堀さんと安居さんが話された点の確認などをしたい。
- ・ 見学さん（東京電力）の資料（P.11）に目標値との関係（7）で「新エネ導入目的の第一義はCO2削減であり」と書いてある。堀さんと安居さんも、荒木前新エネ課長なども、そうおっしゃっていた。私は「新エネ導入目的の第一義はCO2削減」ではないと思う。もちろんCO2の問題は非常に大きいですが、加えて、純国産のエネルギー供給であり、新産業の創造であり、地域の活性化でありといった意義がある。それらをすべて合わせて、社会的に他の電源よりも優先すべきものだということを、もっと確認すべきだ。CO2だけで言っていると、「外国からガスの権利を買ってあげればいいのか」といった話にずれてしまったりする。ヨーロッパでも共通認識であり、改めて確認すべきだと思う。
- ・ （6）の「RPS法の趣旨」も少しゆがんでいると思う。RPS法の第一条に「環境の保全」も触れているがもともとは「新エネの普及」であり、「電源間の競争を通じたコスト削減」が「印籠」のように上がるのはちょっとおかしいのではないかなと思う。むしろ、「新エネの普及」につながっていないのであれば、適切に見直しをする必要があるというのが当然だ。RPS法の趣旨で「コスト」が前面に出るのは、本末転倒の話だろうと思う。昨年12月に欧州委員会がレポートを出している。日本では、市場原理主義的な方々がRPSは市場メカニズムを通じてコスト効果が高いという根拠のないことを言っている。日本よりもはるかに（自然エネルギーの）歴史も実践も積んできた欧州各国で検証した結果、固定価格制の方が普及効果は4倍高く、コスト効果も社会的に出していくお金も固定価格の方が実は低いということがレポートで実証されている。それでもなおかつまだ（日本では）「RPSでコスト削減」というのがまかり通っているのはおかしいのではないかなと思う。
- ・ 今年の初めにドイツ政府がレポートを出しており、今現在ドイツの11～12%に達している（自然エネルギー）電力の固定価格制の負担が、一家庭当たり1.4ユーロ（約200円）とのことである。これは大体、我々が原発を支えているのと同じくらいかもしれない。そして2014年くらいには2.8ユーロ

口となるが、それ以降は、負担はどんどん減って行って普及はどんどん進むという予測が出されている。

- ・ 目標値の話に戻るが、このような既に各国で実績があることも踏まえて、決まりきった文句でそこから議論をやめるような言葉使いは、今後できるだけ避けるべきであろう。日本では実質的に影響が出ており新エネルギー市場が縮小し苦境にあることを踏まえて、きちんとした制度設計や目標値の議論をやって行くことが必要であろう。
- ・ あと、電力会社と自然エネルギー事業者の非対称性をきちんと見ないといけない。東京電力は都会的だからそのようなことはないと思うが、地方の電力会社では、かつて小水力・地熱が辛酸をなめたように、どうしてこんな権利があるのかと思うくらい、領収書も全部出させて財布の中のほこりもすべて出させて、コストを全て見た後に、生きるか死ぬかのかつかつの利益幅だけを認めて、買値を決めるといようなことが、RPS 法の中でもまだまかり通っている。これのどこが市場メカニズムなのだろうか。そういったこともきちんと表に出して、その中で本当に日本の再生可能エネルギーが伸びるのか、そこまで見据えた制度設計をやって行く必要があるのだろうと思う。

福島瑞穂（参議院議員 社民党）

- ・ 自然エネルギー促進議員連盟（会長）の小杉さんからあったと思うが、この間、去年の長良川でのアジア太平洋における自然エネルギーの国会議員の会議はとても有意義であった。決議が出されたが、超党派で取り組んだことがとても大きかったと思う。私は北京で開かれた自然エネルギーの国際会議には残念ながら出ることはできなかったが、これも超党派の日本の国会議員が参加して、国会議員の意識が変わってきた。この前行った会議でも、新しい議員や与党・自民党からも多くの人に来てくれたので、国会の中で超党派で大きな動きを作って行きたい。一旦 RPS ができた段階で正直言ってトーンダウンしたようにも思ったが、また巻き直して、議員連盟を中心にやって行きたいと思っている。
- ・ 今飯田さんから出ている RPS の制度設計の見直しが、国会で行う一番重要なことだと思っている。改正法が有意義にできるように、これまた超党派で自然エネルギー促進議員連盟として大きく取り組んで行きたいと思っている。
- ・ 資源エネルギー庁の気合入った答弁に勇気づけられているが、法律（RPS 法）が出来てからむしろ悪くなったという声をたくさん受けている。それぞれの自然エネルギーに応じてということもあると思うが、法律が変わらなければまた進まないというのも本末転倒なので、法律改正を目指すと同時に、運用面についても行政と国会と皆さんで知恵を出し合って出来るところは改善して行きたいと考えている。また、一緒にやって行きましょう。

畑直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 見学さんが、これまでのところでお答えになりたいところがあるかと思うが。

安居徹（経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー等電気利用推進室長）

- ・ 市場の話、東電の紙の（6）の「RPS 法の趣旨」の部分は、私どもが答えた方が良く思うので。
- ・ 飯田さんの方から、「地方電力で実際財布のほこりまで」という話もあったが、そういう実態は実態として、我々としてもそういう話によく耳を傾けて、どう対応するか知恵を絞らなければいけないと思う。

- ・ ここで言っている「市場原理」については、3年前に議論があり、3年前の議論を蒸し返すつもりはない。要は、風力発電の中で費用効果的な競争力のある風車の競争があり、バイオマスはバイオマスの中での競争がある。その中で、固定価格よりも RPS の方が費用効果的な電源を促進できるのではないかという考えで、3年前は RPS 法を進めた。
- ・ それは、単に電力会社や PPS の義務達成のための負担というだけではなく、回り回ってその電力料金を負担する国民全体の負担という観点からも、費用効果的な価格競争力のある電源が入って行くことが望ましいのではないか。それが RPS 法としてのメリットだという話である。
- ・ では実態はどうなんだという話があり、飯田さんの方から、ドイツでは、固定価格ということだけをとらえると競争原理が働いていないように見えるが、実際それによってマーケットが出来てよく見るとかなりのコストダウンが図られてきているというご指摘があったので、それも踏まえてまた勉強しなければいけないと思う。RPS 法の趣旨はあくまでそういうことであって、実際現場で自然エネルギー事業者と電力会社の間でどのような価格交渉がなされているかまでは、我々が承知する範囲を超えているので、個別に話を伺って、政府としてどこまでということが協力できるか、また考えて行かなければいけないと思う。制度設計上、電源間の競争という観点からはそういった形で考えている。

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 1点確認だが、RPS は風力の中の競争だけではなく、風力と他の電源との競争ということだと思うが。

安居徹（経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー等電気利用推進室長）

- ・ その通りだ。地域・地域で得手・不得手があるので、単に RPS 相当量を買ってくるということだけでなく、その地域的に調達しやすいなど様々な要素で、例えば風力より多少高いバイオマスを買うなど、その辺の電源選択の自由度は RPS 法では確保されていると思う。広い意味での電源間の競争はなされているのではなかろうかと考えている。

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ それでは見学さんどうぞ。

見学信一郎（東京電力株式会社企画部調査グループ）

- ・ こういう場にいるといつも四面楚歌だと思いながら、いつもめげずにこちらに出て来ている。全てにお答えできないが、いくつかご指摘頂いたことについて申し上げたい。
- ・ まず最初に、RPS 法の趣旨の見方が「ゆがんでいる」というご指摘があった。我々としては規制を受ける側の「納得感」として、法律の評釈ではなく、「我々はこういう風に考えています」と申し上げただけである。我々は、規制により年間数百億円のコストを負担する側として、更に規制の強化の動きがある中で、この法律というのはこういう考え方でないかということを上申しているということ。
- ・ 次に義務量の問題で、ヨーロッパと一桁違うというご指摘があったと思う。だが、これにはまたいろいろ見方があると思う。例えば IEA の統計に従えば、日本はドイツより再生可能エネルギーの率が高い。水力を入れていくと、当然スウェーデンやカナダなど水資源の多い所は飛躍的に伸びる訳だが、数字をどう定義づけるか、とらまえるかによって、その桁とか程度の多寡は変わってくる

かなと思う。

- また、今の目標量は小さすぎるので、どんと（目標量を）上げて価格を上限に張り付けて、実質的に固定価格のようにしてはどうかというご提案もあった。我々としては、買い取る対象がなければ RPS 法の趣旨に沿わないと考えている。イギリスなどでは、極めてアングロサクソンの、ある小売事業者は「義務量の 4 分の 1 だけ達成して、残りはペナルティ」という損得勘定でやっているが、RPS 法の本来の趣旨や上限値の設定の考え方とは違うと思う。
- 従って、義務量に見合うだけの供給量がつけられるのかどうかの問題だ。先程、風力の 300 万 kW が少ないという話もあった。これは風力の小委員会でも風力発電事業者も入ってさんざん議論して、300 万 kW はかなり達成が厳しいが、でもどうして解決していったらいいかという中で、解列枠や蓄電池の話が出てきたと我々は認識している。
- 風力というのは出力が不安定なので、今日本の連系容量の中ではこれが限界ではないかという一つの技術的な見方がある。他方、ドイツなどはもっと入っているではないかという意見もあるが、ドイツの域外も含めた系統の中で調整が出来るような所があり、一方で、今のドイツの多少周波数が乱れたものをポーランドが受け入れを拒否するといった話もある。「だから我々はそういうものは嫌だ」と言っている訳ではないが、周波数を維持するというのは我々電気事業者としてきちんと守らなければいけないし、その責任からして、入れられる量というのは技術的にはこれくらいだろうということ。そこにはまた議論があると思うので、他の政策との優劣も含めて深めて行けばいいと思う。単純に「300 万は量的に少なそうだから 500 万・1000 万にしましょう」というのは、乱暴な議論だと思っている。
- 現にヨーロッパや諸外国を見ると、ストックベースでは太陽光で日本は半分近くを占める世界 1 位の導入国であり、風力は風況等の条件がいろいろ変わるが、日本が世界で 8 位・9 位というのは悪くない数字かなと思っている。
- 石油の代替エネルギーということには、我々としても異論はない。電力会社の先達から受け継いできた DNA としての思いだが、我々は 2 度のオイルショックを経験して、その都度 5 割近く電気料金を上げざるをえなかった。その結果、いろいろなエネルギー素材型産業が壊滅的な打撃を受けて、アルミニウムの精錬事業が日本国内に事実上なくなってしまった。先程、産業育成という話があったが、電気料金を我々が上げてしまったためにある産業が死んでしまったという原体験を会社として持っている。そういうことがないように一生懸命脱石油を進めてきた。その切り札が LNG と原子力である。先程「過度に保護されている電源は他にある」との発言があったが原子力のことを指されていると思う。脱石油を日本として安全保障的な観点も含めてやってきて、そのエースとして原子力がある。原子力の立地は、日本は被爆国でもあり、正直並大抵のことではない。原子力の持つある一面をとらえて一部から痛烈な批判を受けながらも、風雪に耐えて進めてきた。その結果、昨今の原油高で原油は 1.5 倍 2 倍と上がっているが、電気料金は比較的上昇幅が抑えられている。原油高にもかかわらず日本経済は成長を続けている。電力会社としても脱石油を進めてきた結果、石油価格の高騰に対して日本経済の耐性が強まっているのではないかという思いはある。
- 原子力については、我々だけではなく、世界的にはヨーロッパでも見直しの機運がある。北欧でもそうで、スウェーデンでは国民投票によって 1980 年に原子力をやめて行こうという話になって数年前にパースベック原発を止めたが、今世論調査を行うとかなり原子力に肯定的な見方が出てきている。フィンランドは自国のエネルギー安全保障もあり、しっかり原子力を進めている。ドイツも、止めるということになっていたが、原子力見直し論がくすぶってきているという状況だと思う。ヨ

ヨーロッパは再生可能エネルギーも一生懸命やっているが、原子力に対する見直しもあるということ。こうした場ではどうも原子力は根っ子から否定されてしまっているというところがあるので、原子力が果たしてきた役割というのも皆様にもお認め頂ければという思いはある。

- ・ 他方、今年厳冬で暖房がたくさん使われたため電力需要が増え、油とガスを一生懸命かき集め、電力会社間で融通して安定供給に努めた。焚くものがなくなって停電することは絶対に避けなければならないが、その時、需給変動に一番機動力があるのが石油である。だから石油は、全体のバランスの中で、ある一定の役割を担わなければならない。例えば厳冬の時に、「風力や太陽光にきちっとkW立てて下さい」ということは難しいので、その特性を生かしたところで、全体のバランスを決めて行く必要があると考えている。石油・石炭等々は環境にやさしくないというご批判も受けるが、風力など出力不安定なものが入ってくると、電力需要の「しわ取り」をするのは石油火力であり石炭火力である。風力発電を増やすということは、同義としてそのバックアップとしての石油火力なり石炭火力なりをしっかりと見ておく必要があるということ。もちろん、風力にも前向きに積極的に取り組んで行きたいと思っており、その一つとしてユーラス・エナジーに資本参画している。
- ・ 何か我々が契約交渉でいじめている、というような話があった。交渉の中で行き過ぎがあったとすればお詫びを申し上げたい。ただ、最近の規制改革の中で、電気事業も自由化になって1銭2銭下げろという社会的命題があり、コストに関わる契約交渉を「なあなあ」でやる訳には行かない。一つ一つの交渉としてきちっとしたことをやっていくのは、社会への説明、株主への説明、電力ユーザーへの説明として、我々が果たさなければいけないと思っている。

飯田哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 時間がないので一言ずつレスポンスしたい。
- ・ スウェーデンは昨年2005年6月1日に、バルセベック原発2号機も無事に閉鎖を終わった。
- ・ 最後のコストの話は、お互いにきちんとビジネスベースで淡々とできれば、それはそれでいいと思う。それに、東京電力ではなく地方電力の話だ。だが、それも目標量が高くて皆がクレジットをかせぐのに精一杯ならそんな余裕はなくなるので、これも目標値をどれだけ高めるかという話である。電力会社が一生懸命買わなければいけないという状況にならないと、明らかに関係が「非対称」だということだ。
- ・ アングロサクソンが合わないというなら、なぜRPSを入れたのかと思う。結局そこに戻ってくるのではないか。我々も電力会社を敵にする気はなく、コスト負担も日本型の開かれたやり方がある。しかしRPS法が入ってしまった以上、「部分的にアングロサクソンは嫌だ」ということにはならないので、もしこれを続けるならアングロサクソンのやり方を通さなければいけないし、そうでないのだったら制度を見直さなければならない。ということに話を戻さなければ、おかしいのではないか。
- ・ 数字はエネ庁の高原部長などともいつも議論になるが、今のパーセンテージを議論しているのではなくて、これからの増やす「増分」の話をしている。それは日本はあくまでも1.35%で、ポンの会議で政府自らその数字を登録している。ドイツは増分としては4.5%から12.5%さらに今度20%増やすということで、増分は明らかに一桁違う。そのことを常に申し上げている。増分でいうと、日本の3分の1の市場規模であるイギリスですら、2010年の目標が約350億kWhであるから、増分は日本はイギリスの3分の1ほどしかない。

遠藤昭（日本風力開発株式会社顧問）

- ・ 時間がないが、一つだけ伺いたい。立場が違うと思うが、今飯田さんと見学さんから価格の話があった。その関連で、ある「噂」に関してだ。風力の電気価値についてだが、蓄電池をかませると、品質的にはかなり安定すると私たちは思っている。電気価値が現状の 3 円前後の焚き減らし原価より当然上がると思っているが、むしろそれより安い話も噂話で聞いている。これは「民民」の話なので、我々風力事業者と電力会社で決める話ではある。個人的な考えとして、安居室長や見学さんはどうお考えになるのか聞きたい。蓄電池を絡めたときの風力発電の電気価値は、今の 3 円前後から、我々は 5 円 6 円くらいの価値はあるのではないかと希望的に思っているが、どうか。個人的な見解になると思うが、お聞かせ頂ければと思う。

安居徹（経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー等電気利用推進室長）

- ・ 電気の価格は電灯料金のような規制料金ではないので、コスト積み上げでどうかということをお我々が申し上げることはできないし材料もない。巷で聞いている話では、RPS 抜きで、kWh 価値がないので燃料焚き減らし分だと、今までざっくりした言い方で言われている。では本当に、燃料相当分が 3 円のうちどれだけで、アンシラリーコストが実はこれだけで、その他にいろいろコストを積み上げて 3 円なのか 3.3 円なのかといった、緻密な分析を行っていないので申し上げられない。ただ、もし純粋に燃料費相当分だけで 3 円分だけならば、最近の燃料の価格変動についてどう考えるのか、アンシラリーコストをさっ引くのか、加えるのか、どう整理するのか、今まで「なあなあ」になってきたのか、本当に燃料費削減分なのか、といった議論をリオープンして価格交渉にあたるのかどうかという部分に関わってくるのではないかと思う。なので、3 円を上げるべき下げるべきという話と、今までのアンシラリーをどういうふうに整理しているのだという話が、つまびらかになつてこないと、上げる下げるという議論もなかなかできないのではないかと考える。ただ、限りなく一般の火力と同じようにきれいな電気になって 3 円は安いという議論を始めると、「では卸電力取引所で売って下さい」という話が出てくる。その辺の中間的な電気の質について、それぞれの電力会社とどう交渉するかという問題ではなからうかと思う。ただ一般的にいうと、少なくとも蓄電池でなだらかにしたのだから、電気そのものの価値は連続的な考え方をすれば多少上がるのではないかと素人目には思う。個人的な感想としては感じている。

見学信一郎（東京電力株式会社企画部調査グループ）

- ・ 電気価値をどう考えるかは、いろいろな見方があると思う。蓄電池が入ってきた時にどうするかというの、いろいろな見方がある。火力発電の特性は、1 分間に何万キロという単位で上げたり下げたりということをやっており、そういうものに追従できる負荷追従性があるかどうかというのが一つの価値であろう。あるいは、ベースとして安定した出力を担う原子力や石炭の場合は、ランニングコストが安く 1 円 2 円という世界である。それらと比較しては、余計不利だろう。その辺は、今までの「焚き減らし」という考え方に対して、そこに新しいタイプの電源が入ってきた時にどう考えるかということは、その役割や特性で決まってくるが、いろいろな見方ができてしまうかなとは思ふ。

畑直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 今年度この委員会はこれまで 4 回やらせて頂いた。現在政府・資源エネルギー庁の新エネ部会で検

討もしている。4回開催して委員会として何か取りまとめる訳ではないが、ここで出されたご意見・ご議論を参考にさせて頂き、「自然エネルギー促進法」推進ネットワークとして、出来るだけ今年度中に意見書なり見直し提案を出したい。今日参加の方はご存じだと思うが、昨年2月には私どもGENとして包括的な提案書を出したが、今年は政府の見直しに合わせてより具体的なものを出したいと考えている。

- ・また4月以降、このような場をどうするかは決まっていないが、自然エネルギー政策についてご議論頂く場として定着しているという自負もあるので、来年度も何らかの形では開催したいと思うので、その際は連絡させて頂きたい。

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・自然エネルギー促進議員連盟は一旦小康状態を保っていたが、来年度にかけては議連からも対案が出されて行くと思うので、私たちもそれを応援して行きたいと思うので、皆さんも議員の方々への応援をよろしく願いしたい。

第4回新エネ利用特措法改正検討委員会 参加者リスト（敬称略、マスコミを除く）

国会議員（衆参別議席数順）

小杉隆（衆議院議員・自由民主党）
前田武志（参議院議員・民主党）
ツルネン・マルテイ（参議院議員・民主党）
渡辺孝男（参議院議員・公明党）
福島みずほ（参議院議員・社会民主党）

（以下代理出席）

河野太郎（衆議院議員・自由民主党）
谷本龍哉（衆議院議員・自由民主党）
西村康稔（衆議院議員・自由民主党）
谷津義男（衆議院議員・自由民主党）
山口泰明（衆議院議員・自由民主党）
金田誠一（衆議院議員・民主党）
細野豪志（衆議院議員・民主党）
佐藤昭郎（参議院議員・自由民主党）
清水嘉与子（参議院議員・自由民主党）
足立信也（参議院議員・民主党）
今泉昭（参議院議員・民主党）
藤末健三（参議院議員・民主党）

一般（五十音順）

秋葉就一（千葉県八千代市議会議員）
井澤勇（スリー・アイ・アソシエイツ（TIA）代表）

梅田明利 (住友電設株式会社新エネルギーシステム部)
石田博 (GEN 会員)
遠藤昭 (日本風力開発株式会社顧問)
岡崎時春 (FoE Japan)
糟谷正義 (日鉄鹿児島地熱株式会社)
可児浩一郎 (日本風力発電協会)
河田鐵雄 (ホームサイエンス舎)
九島敏 (公営電気事業経営者会議事務局)
見学信一郎 (東京電力株式会社企画部調査グループ)
小杉晃 (株式会社ユーラスエナジージャパン)
小西雅子 (WWF (世界自然保護基金) ジャパン)
東原俊一 (GEN 会員)
泊みゆき (NPO 法人バイオマス産業社会ネットワーク (BIN))
中島大 (小水力利用推進協議会 / 株式会社ヴァイアブルテクノロジー)
永見靖 (経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー対策課新エネルギー等電気利用推進室)
林勝好 (株式会社ユーラスエナジージャパン)
春増知 (法政大学社会人大学院)
平田仁子 (気候ネットワーク)
藤澤秀和 (岩手県環境生活部資源エネルギー課)
藤幡武二 (GEN 会員)
船曳尚 (ナットソース・ジャパン株式会社)
紅谷淑子 (GEN 会員)
堀俊夫 (株式会社グリーンパワーインベストメント)
松葉光司 (奥会津地熱株式会社)
安居徹 (経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー対策課新エネルギー等電気利用推進室)
吉波竜介 (上智大学大学院 地球環境学研究科)
若林浩毅 (株式会社ジーティーエフ研究所)
和氣政広 (三洋電機株式会社研究開発本部経営企画室)

(以下主催者)

飯田哲也 (「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク代表)
大林ミカ (「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク副代表)
畑直之 (「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク運営委員)